

刑	01	10	5年
(令和13年3月末まで保存)			
(令和13年3月末まで有効)			

刑 企 第 2 5 号
(警 務 、 生 企)
令 和 7 年 6 月 1 0 日

各 所 属 長 殿

刑 事 部 長

警察署当直勤務時の刑事担当課員の服装について

警察署当直勤務時の警察官の服装は、「青森県警察当直勤務規程（昭和34年2月青森県警察本部訓令甲第1号）第7条の2（当直員の服装）」に基づき、制服又は活動服（以下「制服等」という。）と定められており、全警察署において制服等を着用して当直に従事しているところであるが、令和7年4月1日から、警察署の当直勤務に従事する刑事担当課員については、業務の合理化・効率化及び早期現場臨場を目的として「青森県警察職員被服貸与規程」（昭和56年2月青森県警察本部訓令第1号）及び「警察署当直勤務時の刑事担当課員の服装について」（令和7年3月19日付け刑企第77号。以下「旧通達」という。）に基づき、捜査活動服を着用できることとして運用しているところ、この度、下記のとおり、当直勤務時の装備品に「警笛」を追加することとしたので、所属職員に周知されたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 対象者

警察署長から指定された警察署の当直勤務に従事する刑事担当課員（刑事生活安全課員を含む。）

2 当直勤務時の服装

(1) 上衣

捜査活動服に限る（新旧を問わない。）。

夏季は、暑熱対策のため黒色又は紺色のポロシャツも可とする。

(2) 下衣

(1)の捜査活動服とセットのズボンとする。

(3) 帽子

出動帽又は(1)とセットの帽子とする。

(4) 装備品

耐刃防護衣、帯革（手錠、警棒、拳銃）、警察手帳及び警笛とする。

変死体や火災現場臨場時等には、耐刃防護衣、帯革及び警笛の装着は省略することができるが、警察手帳は必ず携帯すること。

3 捜査活動服着用における留意事項

(1) 当直中は、部門の垣根を越え様々な事案に臨場することから、本運用は各警察署長の指揮下により行うこととする。

(2) 各警察署長にあっては、所属職員が市民から捜査活動服の着用について説明を求められた際に十分な説明ができるように、目的等について理解させること。

担当：刑事企画課刑事部企画係

(青森県警察若手職員検討グループ刑事部)